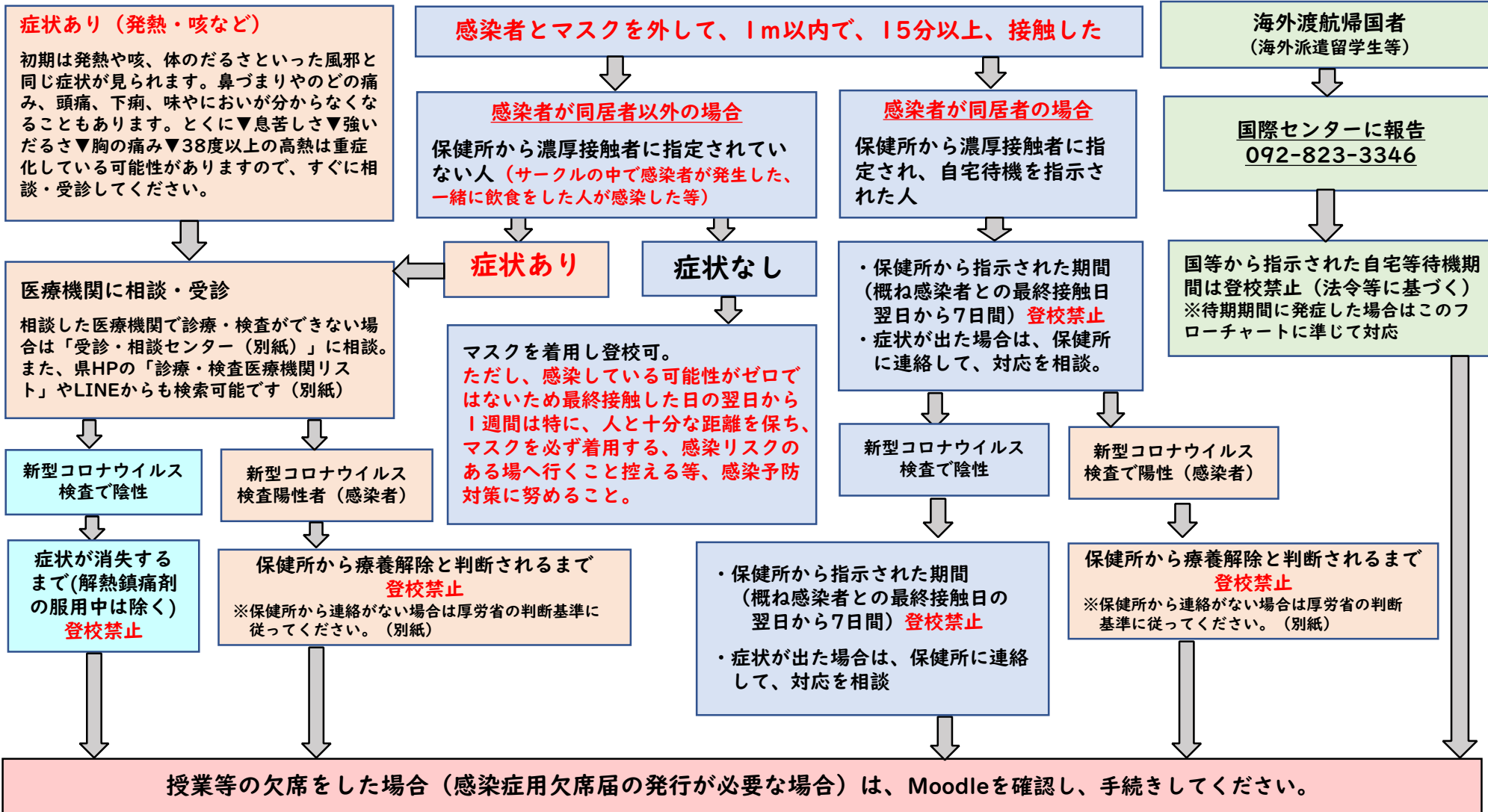


(学生用)新型コロナウイルス感染症対応フロー

★感染者・濃厚接触者・風邪症状者は、Moodleの各フォームに回答し、自宅療養・待機してください。
(健康観察票の記入をお願いします。)



別紙

相談する医療機関に迷った場合等は



最寄りの受診・相談センターにお問い合わせください。発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関をご案内しますので、案内された医療機関に電話相談したうえで受診してください。

受診・相談センター(保健所)	電話番号(平日8:30~17:15)	電話番号(夜間・休日)
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	新型コロナウイルス 感染症一般相談窓口 092-643-3288
粕屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	

※ 北九州市、福岡市、久留米市にお住まいの方は

受診・相談センター	電話番号
北九州市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0570-093-567 [24時間対応]
福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル	092-711-4126 [24時間対応]
久留米市新型コロナウイルス相談センター	0942-30-9750 [24時間対応]

LINEからも、発熱等の症状がある際に受診できる医療機関が確認できます！

1
福岡県庁公式アカウントと友だちになる




QRコードを読み取るか、LINEのホーム画面から「福岡県庁」と検索してください。

2
トーク画面から「新型コロナウイルス関連」をクリック



3
「診療・検査医療機関」をクリックすると、地域別に医療機関が確認できます



療養解除の判断基準イメージ

有症状患者の場合

- ◆ 発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

10日以前に
症状軽快の場合



10日以降に
症状軽快の場合



※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。(症状がすべて無くなることではありません。)

無症状患者の場合

- ◆ 陽性者確定に係る検体採取日から7日間経過した場合



10日間経過するまでは、検温など自身で健康観察をしてください。

※ 当初は無症状であっても、療養中に症状が出たときは、症状が発現した日を発症日とし、【有症状患者の場合】の基準に沿って療養してください。